

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 寄付金取扱規程

2015年3月7日制定

規程第46号

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）が受領する寄付金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意味するところは、当該各号に定めるところに拠る。

(1) 一般寄付金 本協会の構成員及び本協会の構成員を含む広く一般社会に、常時寄付の呼びかけを行うことにより受領する寄付金をいう。

(2) 使途特定寄付金 本協会の構成員及び本協会の構成員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。

2 本規程における寄付金には、金銭の他、物品や金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄付金の受入)

第3条 本協会は、原則として、一般寄付金は寄付申出書（様式1）により、使途特定寄付金は募集時に会長が別に定める寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。

2 本協会は、寄付金を受入れることが適当であると認めたときは寄付受入書（様式2-1）を、適当でないと認めたときは寄付辞退書（様式2-2）を、それぞれ寄付申出者に交付するものとする。

(寄付金の受領)

第4条 本協会は、寄付金を受領したときは、必要に応じて、寄付者に寄付金領収書（様式3-1）を交付するものとする。ただし、寄付の対象が金銭以外の物品等である場合は寄付受領書（様式3-2）を交付するものとする。

2 一般寄付金において、寄付者が第5条第2項各号に掲げる使途を指定した場合、本協会は、会長が別に定める寄付金別金銭受払簿を備え、その受払いを記録するものとする。

3 本協会は、専用の銀行口座を設けて寄付金を管理するものとする。

(一般寄付金の募集)

第5条 本協会は、常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第4条に定める次の公益目的事業を単位として、寄付者が使途を指定することができる。

(1) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業

(2) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

(3) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

(4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業

(5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業

(6) 災害時における精神保健福祉の援助を必要とする人々の支援に関する事業

(7) 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業

3 寄付者が使途を指定しない一般寄付金は、当該寄付金の50%以上を前各号の事業に使用しなければ

ばならない。

(使途特定寄付金の募集)

第6条 使途特定寄付金を募集するときは、募集理由、募集期間、募集対象、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

2 使途特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額を、寄付目的事業の全部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第7条 使途特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付するものとする。ただし、ウェブサイト上の公開に代えることができる。

(受領書等の送付)

第8条 一般寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じ、第4条第1項に定める寄付金領収書又は寄付受領書を寄付者に送付するものとする。

2 使途特定寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じ、第4条第1項に定める寄付金領収書又は寄付受領書及び前条による募金目論見書を寄付者に送付するものとする。

3 第1項及び前項の寄付金領収書には、本協会の公益目的事業に関連する寄付金であること、寄付金額及び領収年月日を記載するものとする。

(使途特定寄付金の募集結果の報告)

第9条 本協会は、使途特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ウェブサイト上の公開に代えることができる。

2 本協会は、使途特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支決算書及び当該支出による成果等を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ウェブサイト上の公開に代えることができる。

(寄付の制限)

第10条 寄付金に寄付者から使途及び管理運営方法について条件が付されているときは、その受領について理事会の承認を受けなければならない。

2 寄付金が次の各号に該当する場合、若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄付金の受入れに起因して、本協会が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第11条 本協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄付者に関する個人情報については、本協会の個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄付金の取り扱いに関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 本規程は、2015年4月1日から施行する。